

1. 議事日程

〔令和3年第2回安芸高田市議会6月定例会第18日目〕

令和3年6月28日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第33号 安芸高田市財産区管理会条例
- 日程第3 議案第34号 安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- 日程第4 議案第35号 安芸高田市本郷財産区基金条例
- 日程第5 議案第36号 安芸高田市北財産区基金条例
- 日程第6 議案第37号 安芸高田市財産区特別会計設置条例
- 日程第7 議案第38号 安芸高田市坂財産区議会設置条例
- 日程第8 議案第46号 安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例
- 日程第9 議案第47号 安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第40号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第41号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第42号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第43号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第44号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 「同意第2号 安芸高田市副市長の選任の同意について」の再議の件
- 日程第16 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第17 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第18 発議第3号 安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第19 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	宍戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番 児玉史則 12番 熊高昌三

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	行森俊莊
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	福井正
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
建設部長兼公営企業部長	小野直樹	教育次長	宮本智雄
消防長	土井実貴男	総務課長	内藤道也
財政課長	高藤誠	政策企画課長	高下正晴

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	國岡浩祐
総務係長	藤井伸樹	主任主事	岡憲一



午前10時00分 開議

- 宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
森岡事務局長。
- 森岡事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。
第2点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、2件の報告がありました。
第3点、監査委員より、令和3年5月分の例月出納検査の報告の結果に関する報告がありました。
写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。
次に、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 皆さん、おはようございます。
本日の会議の運営につきまして、6月23日及び25日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。
追加案件となる、「同意第2号 安芸高田市副市長の選任の同意について」の再議の件は、再議に付する理由説明の後、質疑、討論を行い、採決することといたしました。
次に、発議第1号から第3号までの3件は、提案理由説明の後、質疑、討論を行い、採決することといたしました。
以上で報告を終わります。
- 宍戸議長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において9番
児玉議員及び12番 熊高議員を指名いたします。



日程第2 議案第33号 安芸高田市財産区管理会条例について

日程第3 議案第34号 安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例

- 日程第4 議案第35号 安芸高田市本郷財産区基金条例
- 日程第5 議案第36号 安芸高田市北財産区基金条例
- 日程第6 議案第37号 安芸高田市財産区特別会計設置条例
- 日程第7 議案第38号 安芸高田市坂財産区議会設置条例
- 日程第8 議案第46号 安芸高田市教育委員会委員の定義に関する条例を廃止する条例
- 日程第9 議案第47号 安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第2、議案第33号「安芸高田市財産区管理会条例」の件から日程第9、議案第47号「安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの8件を一括して議題といたします。

本案8件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長 令和3年6月11日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきまして、6月22日に総務文教常任委員会を開き、市長・教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第33号「安芸高田市財産区管理会条例」から議案第38号「安芸高田市坂財産区議会設置条例」の6議案は、市内の九つの財産区のうち、坂財産区以外の八つの財産区の管理形態をこれまでの議会形式から管理会形式として、新たに運用していくもの。

また、坂財産区については、議会形式を継続するため、旧町の財産区議会条例を一旦廃止し、新たに市の条例として整備するものであります。

審査の過程において、委員より、「九つの財産区のうち、なぜ坂財産区だけ管理形態が元のままとなるのか。」との質疑があり、執行部より、「坂財産区については土地の貸出収入等、収入源があり、それらを活用して活動をされている現状があるため、議会制を維持したいという財産区の議員の意向である。」との答弁がありました。

次に、議案第46号「安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例」は、安芸高田市教育委員会委員の定数は、条例でその定数を6人以内と規定している。

本年6月8日に1名の委員が任期満了となったことにより、上位法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定数に関する規定があることから、法律の趣旨にのっとり、定数に関する条例を廃止するものです。

審査の過程において、委員より、「旧6町には、それぞれの風土や文化、学校教育があり、地域事情を考慮し、平成20年に委員の定数が規定されている。いまだ状況は解消されておらず、今後、中学校の統廃合問題など、議論が山積している状況でもある。本件が総合教育会議で、十

分議論された上での提案なのか確認したい。」との質疑があり、執行部より、「現状では、教育委員の構成も以前と変わっており、地域性にかかわらず、年齢・性別・職業等に偏りが生じないように配慮している。偏りなく旧6町から選ぶことは難しい。総合教育会議は、今年度はコロナ禍において開催しておらず、前回の会議においても議論はされていない」と、答弁がありました。

また、他の委員より、「学校現場だけでなく、生涯学習や社会教育、スポーツなど幅広く教育委員会が所管しているが、委員のバランスは定員が減ることにより問題はないのか。」との質疑があり、執行部より、「委員は学校教育だけを専門にしてきたと受け止められると思うが、年齢・性別・職業に著しい偏りが生じないように配慮しており、文化・生涯学習・社会教育に精通している方もいる。定員が減ってもカバーできるよう、教育委員会を挙げて努力していきたい。」と答弁がありました。

質疑後の討論においては、「廃止の提案理由が、委員が任期満了したことを理由に、国の法律に沿うため、条例を廃止するという提案だった。また、総合教育会議においても、議論されていない。安芸高田市の教育を発展的に行うためには、現在の定数で議論してもらい、教育行政に生かしていくべきである。」との反対討論がありました。

また、「将来の教育を考える上で、このまちにどういった教育が必要なのか審議する構成員の人数、旧町にとられるなら、合併すべきではなかったのでは。地域性も一つの要素として考え、就学前教育、学校教育、保護者、教員、社会教育全般をバランスよく、4名でカバーできるという話なので、条例を廃止しても十分将来のことを考えていけると感じ、賛成する。」との賛成討論がありました。

次に、議案第47号「安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、安芸高田市適応指導教室は、不登校児童生徒に対して学校復帰を促進する目的で、平成17年4月に設置されたが、近年は、単に学校復帰のみを目的にするのではなく、社会的自立の援助も目的とすることから、設置目的や名称について、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員より、「児童・生徒に対し、一人一台パソコンが整備されたが、今後、不登校児童がこれを使って、自宅でオンライン学習ができるのか。」との質疑があり、執行部より「現在、保護者と児童が希望すれば、学校と家庭をつないで学習を進めたり、コミュニケーションのツールとして活用している事例もある。今後、不登校児童への支援に活用していきたい。」との答弁がありました。

以上の8議案につき、慎重に審査し、採決した結果、議案第33号から、第38号までの6件と、議案第47号については、原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第46号については、原案を否決すべきとして決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

12番 熊高議員。

○熊高議員 議案第46号について、委員長に2点ほどお聞きしたいと思います。

これまで各町で1名ずつの委員の選任をしてきましたが、今回、亀井委員さんが任期満了をもって条例改正とともに退任されるという形を聞きました。これまでの各町の人選、いわゆる教育委員を選んでいく上において、非常にそれぞれの地域で困難もあったように私は受け止めております。とりわけ、亀井委員さんは高宮町の出身母体から出たという形ですから、その当時、担当の文教厚生委員長であった秋田議員も中心になって選任のための人選をいろいろ奔走されました。まずは、その当時は女性をとということでもいろいろ当たっておりましたがなかなか難しい。本当に5人、6人と当たった中で最終的に亀井先生に御無理を申し上げて委員になっていただいたというような経緯もあります。そのときも亀井先生御自身もできれば若い人がいいのだがなということですが、状況が状況ですので、引き受けていただき、しっかりこの任期期間中お仕事をしていただいたというふうに、本当に高く評価をさせていただきます。

そういった中で、委員長に聞きたいのは、各町の人選というのはこれまで本当にいろんな厳しい状況もありましたが、そういったことも含めて皆さん御議論なさったのかどうか、ということをもまず1点お聞きしたいと思います。

それから、上位法に基づいて今回の条例というのは出てきましたけれども、先般からいろいろ反対された議員の皆さんの意見を聞くと、総合計画とか特に過疎対策に関する新しい取組に関して、やはり国との連携というのは非常に大事だと、あるいは陳情・要望が欠かせないんだというような話もされておりましたが、上位法を持っている国との連携、そういったことに影響はないのか。県内でも他市町、他市を含めて上位法に基づいたような形になっておりますので、そういった国との連携について懸念はないのかどうかという、この2点についてお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長 先ほどの熊高議員よりの質疑にお答えいたします。

委員長報告についての結果と経過報告に限らせていただきますが、まず1点目、地域からの人選についての質疑等はなかったか、これについては約5名の議員が質疑をしておりますけれども、その中からも人選については執行部にお聞きし、教育長からも大変厳しい状況であるということはお答えをいただいております。そういう中での結果でございます。

さらに2点目、上位法との関係。これは県内でも本市においては条例で6名以内としておりますが、他市町においても数市町でございますが、5名ということでされております。これについては本市が決めたときに

は教育長も含めた教育委員という形で6名以内となっている。さらに、近年、教育長及び教育委員4名というのが上位法でございます。それを各自治体において条例を策定することによって5名とされているということを執行部よりお聞きしております。

以上でございます。

○宍戸議長 ほか質疑はありませんか。

12番 熊高議員。

○熊高議員 委員長にお答えいただきましたが、そういった中で私が現在の教育委員会の状況を見る中で、かなりの委員の皆さんが学校関係者、特に今回の顔ぶれを見てもそれぞれ校長先生を経験された方、あるいは保育所の園長・所長を経験された方、そういった方でありまして、それぞれの校長先生あたりは各町の学校を回って、それぞれの地域の実情というのは出身地でないということではなくて、非常によく把握されていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。そういった中で、今回、地域制を廃止するという事ではないんですが、地域制も当然配慮しながら4名の委員さん、あるいは教育長も含めて5名を選ぶんだということですけども、以前、安芸高田市の浜田市長が合併して時間がたった中で、オール安芸高田市で行こうというふうな呼びかけをされておりました。合併してこれだけ時間がたてばそういった言葉も出るのが当然かなと思っておりますが、まさにそういった時期を経た状況の中でのこの教育委員の人数を減らしていくということです。先ほど委員長もおっしゃったように年齢・性別・職業、それに地域制も含めてということですが、現在の教育委員会の中で地域制、あるいは年齢、地域制は当然町ごとですから、各町といっても生まれ育った地域でない人も委員の中にはいらっしゃいます。そういった中で年齢・性別・職業というのがバランスよく、この教育委員会の人選がなされておるかどうか、これをもう一度確認をしたいというふうに思います。

○宍戸議長 質疑に対し答弁を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長 委員会の審議の中の経過から申しますと、年齢・性別・職業についても質疑を行い、執行部から返ってきております。その中で、現在、執行部、教育委員会が一番人選に向けて苦労されているのは、保護者代表から選任されることに対して大変御苦労があるというのを伺っております。中身に入ってまいりますけれども、この成り手の問題については今後に向けても問題はある、というふうに執行部よりお考えをお聞きしているところでございますし、それについても委員会のほうでは多様性の中での人数を絞ることなく、しっかりと委員会に反映できるほうがいいのではないかという声もありました。もう一方で、先ほども報告をいたしましたように、4名でもカバーできるのではないかという公平性を持って申し上げますと、そういうことでございます。ポイントとなりますのは条例廃止の理由、そして条例廃止について協議がしっかりとされた

か、そして成り手の問題はどうかというところがポイントであったと思います。

以上でございます。

○宍戸議長 ほかに質疑はありませんか。

12番 熊高議員。

○熊高議員 3回目ですから最後の質疑になろうと思えますけれども、今、委員長がおっしゃったような状況というのも理解できますが、とりわけ今後地域制を配慮した6名制で行ったにしても、性別・年齢、こういったところの課題というのは非常に大きなものが残ってくるのかなど。むしろ大きな枠の中でそういった、先ほど言われた多様性をしっかりと担保するような選任の方法、これが必要かなという思いがしておりますので、そういった意味でいえば、いわゆるオール安芸高田から選ぶほうがそういった選任はしやすいんだろうと。あるいは、一番の課題というのは教育委員会の会議とか活動とか、そういったことを含めて本当に若い、仕事をしながらというか、定年をされた皆さんが基本的には多いわけですから、年齢的なバランスというのは保護者代表という形の、金川委員さんですかね、この方ぐらいが現職で仕事をされてということなのかなというふうに見受けます。そういったことも含めて今後の委員会のありようというのはやっぱりしっかり議論をすべきだと、これは執行部の課題でもあらうと思えますので、そういったことがしっかりやりやすいような形というのが教育長を含めた5人制の中で、しっかり議論ができるような方向に私はすべきだろうというふうに思っております。これについては今後のありようについて、委員会も傍聴しましたがあまり議論としてはなかったように思いますが、その辺は委員長としてはどのように受け止めておられますか。

○宍戸議長 熊高議員、質疑は審査の経過と結果に対する質疑のみとなっておりますので、委員長の意見を申すことは難しいと思えます。熊高議員、質疑の言い換えですか。

12番 熊高議員。

○熊高議員 失礼しました。そういった趣旨のつもりではなかったんですが、結果的にそうなったようですから。ですから、委員会の中で今後のありようというような議論というのがあまり見受けられなかったように思うんですね。そこらはしっかりと議論をした上で判断するということが大事だと思いますが、その辺の判断は委員会の中ではされませんでしたか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長 判断はと今言われましたけれども、今回は議案についての審議をしております。さらに言えば、この議案について教育委員会、総合教育会議、そういったその教育の場でのしっかりとした審議はなされたかということも問うております。そういった面でしっかりと審議はさせていただいたと考えます。

以上です。

○宍戸議長 ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
委員長の報告に原案否決の議案があったことから、これより本案8件を個別に討論・採決を行います。
まず、議案第33号「安芸高田市財産区管理会条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第33号「安芸高田市財産区管理会条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第34号「安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の件に対する討論を行います。
討論はありませんか。
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第34号「安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第35号「安芸高田市本郷財産区基金条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第35号「安芸高田市本郷財産区基金条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第36号「安芸高田市北財産区基金条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号「安芸高田市北財産区基金条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第37号「安芸高田市財産区特別会計設置条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第37号「安芸高田市財産区特別会計設置条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第38号「安芸高田市坂財産区議会設置条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第38号「安芸高田市坂財産区議会設置条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第46号「安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論あり)

○宍戸議長 討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。13番 秋田議員。

○秋田議員 議案第46号定数条例を廃止する条例について反対の討論を行います。まず、先ほど総務文教委員長の報告がございましたように、委員会として否決ということでございまして、私はこれを尊重したいと思います。委員会の中で、先ほどもございましたけれども、旧6町の代表者の声は大切とか、地域の風土や文化を踏まえた学校教育が必要等の委員からの意見がございましたが、これは私も同感でございます。

確かに、委員会の中で永井教育長の説明がございましたように、適任者を探すのに苦労している現状があるということがございましたが、これは私は痛いほど痛感いたしております。先ほど熊高議員もございましたが、4年前に遡り、私も文教委員長として高宮地域の適任者を探すの

に御苦労されたことをよく覚えております。それで、亀井委員にはそういった厳しい状況の中でお引き受けをいただき、多大な御尽力をいただいたところでございます。

しかし、これまでの経緯の中で平成20年でしたか、各町のバランスを考えて条例化をしてまで取り組んでこられた意義を考慮すると、議案第46号の説明資料にある亀井委員の任期が満了した時点、令和3年6月8日で本市教育委員会の組織は教育長及び4人の委員構成となることから、現行の定数に関する条例を廃止するという条例改正理由でございましたが、ここが私にとってはちょっと納得しかねるところがございます。

こうした理由から、とりわけ高宮の市民に対して私も市議としての説明責任が果たせるかどうか不安なところもございます。条例廃止に対しましてはもう少し期間を置いて、しっかり熟慮をしていただきたいという思いから反対をいたしているところでございます。

また、市長の提案理由には出身地や長くいた地域に限らず、市として最適な教育を考えるための人材を集めるのが趣旨というふうにされておられますが、これは私も将来的に教育委員の選考にはまさしくこの考え方が必要になってくると認識いたしております。

しかし、今回の選考過程を考えるとやはりもう少し教育委員さん間の議論等も踏まえ、必要ではないかといったところで考えたところがございます。

教育委員さんには現況ではコロナ対策等の影響で開催が難しいところもございますが、安芸高田市総合教育会議を開催されて、本市教育の全般について議論、検討をされていると認識いたしておりますが、とりわけ地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で総合会議の内容として、第1条に教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策となっておりますが、私はこの中の地域の実情に応じた教育、文化の振興を図るという点から考えまして、今すぐ条例を廃止するのではなく、今後をしっかりと見据えた熟慮が必要という観点で反対をいたすものでございます。市長がおっしゃる、本当に改革をしていくのは今かも分かりませんが、やはり物事をやめるときにはいろんな意見を踏まえた熟慮が必要だという観点から今回はこの条例に対して反対討論といたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番 芦田議員。

○芦田議員 6番、芦田宏治です。

議案第46号安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例は、総務文教常任委員会では否決という委員長報告がありました。

教育委員会の委員数を現行の5人のままでよいという意見が多かったということですが、教育委員の人選、任命に当たってはその人の幅広い知見、経験などによっており、安芸高田市全体の教育行政については大局での判断に基づく業務は十分可能であり、教育委員会の提案は合理性

があり、教育委員は基本の4人にするべきと考えます。

また、市の財政が非常に厳しい中で5人の委員を構成しなければならぬと言っていたのでは、行財政改革はいつまでたっても進展しないと思います。委員に選ばれた方は自分の町のことだけでなく、安芸高田市全体の教育行政についてしっかり考えておられると確信しております。

安芸高田市が合併してもう17年が経過します。将来の安芸高田市全体の教育の在り方を議論すべきであり、そのための委員の定数は4名にするべきと考え、賛成討論とします。

○宍戸議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

2番 田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。

議案第46号について、反対の立場から討論させていただきます。

時代の流れとともに教育はさま変わりしております。一昔前の詰め込み教育からゆとり教育へ変化いたしました。大学入試も変化いたしました。ブラック校則という言葉も生まれましたし、ジェンダーレスや多様性を認め合う時代になっているのだと感じております。そして、コロナ禍の影響によりGIGAスクール構想は前倒しになり、リモートでの授業が行われました。

今後も教育の変化は加速するものと想像できます。そのようなときに定数を減らす緊急性はないと感じております。

先日の総務文教常任委員会で教育長は人材の確保が年々難しくなっているとおっしゃっておりました。教育委員の資格は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者となっており、学校教育、生涯学習、芸術やスポーツ振興などの専門的な知識を持つ方を、市内外を問わず幅広く探すことも重要と考えます。大事なものは定数でなく、どういった人材を集め、どのように運営していくかという視点であると考えます。公募という方法も一つの選択肢ではないでしょうか。

現在、条例は6名以内となっていることから、条例はそのまま残し、5名で運用してみて、やはり6名必要となればそのままにし、5名で問題ないと分かるなら条例を廃止しても遅くはないと考えます。

以上で、私の反対討論といたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○宍戸議長 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○宍戸議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号「安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採

決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○宍戸議長 起立少数であります。よって、本案は否決されました。
次に、議案第47号「安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論はありますか。
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第47号「安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第40号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第41号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第42号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第43号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第44号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第10、議案第40号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例」の件から日程第14、議案第44号「介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の件までの5件を一括して議題といたします。

本案5件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

大下産業厚生常任委員長。

○大下産業厚生常任委員長 令和3年6月11日付で、本委員会に付託されました議案について、審査結果を報告いたします。

付託のあった5議案について、6月23日に産業厚生常任委員会を開き、審査を行いました。

議案第40号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例」は、今年度から広島県の福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「入院は14日まで、通院は4日までを上限として支給されると理解してよいか。」と質疑がありました。執行部より、「入院が14日まで、通院が4日までが上限というのは自己負担の上限である。一医療機関につき、一回500円の自己負担があり、入院は7,000円、通院は2,000円が自己負担の上限となる。」との答弁がありました。

次に、議案第41号から議案第44号までの4議案は一括して審査を行いました。

本件は、介護保険法に基づく各事業について指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、各関係条例における条文の整備をするものであります。

審査の過程において、委員より、「主な改正内容に「高齢者虐待防止の推進」を掲げてある。これまでも取組をしてきた経緯はあると思うが見解を伺う。」との質疑があり、執行部より、「虐待防止はこれまでも自主的な取組をされてきた。今回の改正で改めて明文化するものである。」と答弁がありました。

また、「条例改正の運用により、一部負担金の値上げをしていることはあるか。」と質疑があり、執行部より、「今回の条例改正において利用者の負担が変わることはない。」と答弁がありました。

以上5議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきと決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例」の件から、議案第44号「介護保険法に基づく指定居

宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の件までの5件を一括して起立により採決いたします。

本案5件に対する委員長の報告は原案可決であります。本案5件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案5件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 「同意第2号 安芸高田市副市長の選任の同意について」の再議の件

○宍戸議長 日程第15、「同意第2号 安芸高田市副市長の選任の同意について」の再議」の件を議題といたします。

本件は、令和3年6月2日の会議において議決した同意第2号安芸高田市副市長の選任の同意について、地方自治法第176条第4項の規定により、再議に付す旨の文書が石丸市長から提出されたものであります。

この際、石丸市長から再議に付する理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 では、御説明します。

本件は地方自治法第176条第4項の規定に基づき再議を求めるものです。

この中には議会の議決が法令に違反すると認めるとき、市長は理由を示してこれを再議に付さなければならないとあり、ここでは議会基本条例が該当する法令となります。

再議の理由については大きく4点あります。

まず1点目です。選任同意の意味についてお話しします。本来的に副市長の選任同意はその選任者、予定者、候補者の諾否を問うための手続として位置づけられています。これは地方自治法の逐条解説にもそのように示してありますが、それを持ち出すまでもなく、一般的に考えて、市長が選んできたこの副市長候補でいいのかどうか、それを審議する場だというのは明白だと思います。しかし、6月の議会においては新田議員と石飛議員は候補者に関して問題がないとしつつ反対をされました。また、3月の議決においては児玉議員と先川議員も同様の理由を説明されています。また、今回、大下議員は個人を評価するものではないと述べられています。が、これらの言説には多くの矛盾があり、議会基本条例第2条第3号市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすることに反すると考えます。

2点目。予算との整合性です。副市長の人件費を含む令和3年度予算を全員一致で議会は可決したにもかかわらず、今回、武岡議員は反対理由として財政に言及をされました。なお、3月の議会においては山根議員、大下議員、山本優議員、児玉議員、先川議員も同様に財政を理由に反対されていたらっしゃいます。この点の矛盾も議会基本条例第2条第3号市政

の課題に関する論点及び争点を明らかにすることに反すると考えます。

そして、この二つの矛盾から、今後、副市長人事をどう扱うべきか判断できなくなっています。なぜかといいますと、外形的、表面的には予算は通って副市長人事が通ってないので、候補者が駄目だという形になっていますが、中身を見ると逆です。候補者はいいんだけど、お金がないから駄目よと、あべこべになっています。こうした状況で、執行部としてこの先どうしていくべきか考えることすらできません。

したがって、行財政上の重要問題であるとし、議会に対して全員協議会場で意見聴取を申し入れました。しかし、そのこちらからの申入れに対しては議会は受けないと、拒否をされています。このような行為はこれこそ市政の停滞を招くものですので、全員協議会の主催者である議長はその責任は重く、しっかりと問われるべきだと考えます。

続いて、3点目の理由です。議員としての職務、職責についてお話しします。今回、石飛議員は反対討論で副市長人事に関して市長から具体的な説明がなかったと主張されました。しかし、その前に執行部側が議会に対して設けた事前説明会、そして議決の直前の質疑においては何ら質問をされていません。こうした事象というのは、実は議会においてまま見られます。分からない、知らない、聞いてないと。ただ、そうした状況は本来生じ得ないはずで、なぜか。それを問いただすことこそ議員の仕事だからです。議会の機能とはそこにあります。執行部の事務・事業、これを監督・評価するのが議会の仕事です。ですので、一般質問というものも用意されてますし、事あるごとに質疑・質問をすることが可能です。そういう意味でこの点は議会基本条例第8条第2項政策等の必要性・妥当性、費用対効果、その他必要な事項について審議し、議決または意見に反映させるよう努めなければならない、及び第13条第1項議決において入念な準備及び真摯な姿勢をもってこれに臨むよう心がけなければならない、に反すると考えます。

そして最後、4点目です。これは一連の全ての部分に関わる話ですが、説明責任の問題です。特に一方名前を挙げて指摘しなければなりません。金行議員は報道機関の取材に対して賛成したいができない、議会のおきてがあると発言をされました。そしてその後、私、市長に対しては先川議員、山本優議員、宋戸議員から反対しないよう、裏切るなよと言われたと。代わりに、金行議員が予算委員長としてそれだったらあなたたちは予算に反対するなよと言ったと、そのように説明をされました。今お話しした点に実は一つ目と二つ目の矛盾点、その原因が含まれています。なぜ予算は全員一致で成立したのに、その後の副市長人事でこれが通らないのか。これを議会のおきてだと言うのかもしれないんですが、そのような話があったということでした。

これらは当然議員の方それぞれの判断によるものです。是も非もないと思います。本来的には副市長人事の選任同意、その方そのものを審議する場ではあるんですが、もろもろの事情を踏まえ、いろんな理由が挙

がっても問題はないと考えます。ただ、であるならばそれはしっかりと道筋立てて説明をする必要はある。説明をする責任はあると考えます。この点は重要な議決に際し、具体的な理由があるにもかかわらず、自己の都合によりこれを秘匿する行為だと捉え、それは議会基本条例第13条第2項議会における意見等に対し責任を負うものと自覚しなければならないに反すると考えます。

そして、この話は6月だけではなく、3月の議決のときから存在しています。つまり、3月の議決の時点で1票差でしたので金行議員の御判断が違うものであれば、これは議決は逆転していたわけです。その意味でもこれは市民に知らせる必要があると。市民はしっかりと知る権利があると考え、ここでこのように御説明をしています。

以上の点を踏まえ、議会基本条例第13条第2項議決における意見等に対し責任を負うものと自覚しなければならない、及び第14条市民に対する説明責任を果たさなければならない、を遵守するよう再議を求めます。

○宍戸議長 これをもって、再議に付する理由の説明を終わります。

ここで11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番 山本数博議員。

○山本数博議員 3番、山本数博です。3点ばかり市長に質疑したいと思います。

まず1点ですが、再議を提出された目的をお伺いしたいと思います。四登さんは、私としては結論が出て一段落しましたと、今の職場で働きますというふうにネット上に書き込まれています。読んだ限り、吹っ切れた様子うかがえます。このことから、何を目的として再議を出されたのか、理解に苦しみます。そこで、何を目的として市長は提出されたのか、そのお考えをお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これまでも幾度となく御説明をしてきた話ですが、議決そのものもさることながら、その議決の過程に対して説明責任を果たす必要があると捉え、その機会を今日ここに用意をしていただいた次第です。四登さんの御意向というのは当然事前に伺っています。その上で、こちらの意図というのもお伝えしてあります。双方了解の上で今回再議を行っている次第です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

3番 山本数博議員。

○山本数博議員 それでは、次の質疑をさせていただきます。

再議書の中に市長は令和3年度当初予算を全員一致で可決したにもかかわらず指摘されています。3月の選任同意案の否決に関わり、予算に対する対応としては今から述べます主には三つの選択肢がありました。一つは、修正動議による副市長に関わる人件費予算の削減案の提出であります。二つ目は、相当厳しいんですが、新年度予算そのものを否決するという方法もあると思います。三つ目は、市長が議会の結果を尊重して後の議会において市長自ら減額をする。こういう方法がありました。以上の選択肢から3番目の市長自ら補正予算による減額を選んだものであります。

そこで問いたいのは、新年度予算を全会一致で可決した人件費は市長自ら年間を通じて減額補正ができないという法的根拠でもあるのかお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 これについても、今私はそこで御説明をしました。もう一度申し上げます。

選択肢が三つあるとおっしゃった、そして三つ目、市長にそれを行えば、これができない状況に陥ってるんです。なぜか、外見と中身があべこべになっているので、一体何が起こっているのか分からない。身動きが取れないんです。そして、そのために必要な意見聴取、3回申し入れましたが、全て議会は拒否されています。ゆえに、三つある選択肢の三つ目、これはもう取れません。ですので、逆にお伺いしたい。なぜ1番目と2番目を検討されないのか。そちらのほうが問題だと思います。

○宍戸議長 3番 山本数博議員。

○山本数博議員 今問いたいと言われたことについて答弁していたら3回目になるので、それはやめます。

○宍戸議長 山本議員、先ほどの市長の反問権は一般質問のみ認めてありますので、ここでの反問権は認めておりませんので。

○山本数博議員 じゃあ3回目になりますが、この再議の結果、先がどうなるのかなという、こういうちょっと不安もあります。そこで市長に問うんですが、この再議の結果いかんでは県知事に審査を求めることができるなどの話を記者会見でされております。そこでどうなるんですかといいましたら、それはその状況次第ですということをお返答されております。私はこの事案を知事に出されても知事は歓迎するとは思えません。そこで、結果次第で市長が申し上げられておった知事に審査を申し立てるとするのはやはり今でもお持ちでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、最初にお断りしておきますが、知事の判断をこちらが勝手に推察する理由は正当性はないと思います。その上で、制度、これにのっとって運用する、それに尽きます。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
14番 金行議員。

○金行議員 まず、テレビもいらっしゃるので、私がおきてと言ったことを市長に説明だけさせていただいておきます。勘違いしてもらったら困りますので。私がおきてと言ったのは、私は高校時代から陸上競技をやっとして、私の座右の銘としておきての精神で陸上競技を一生懸命やってきて、その分で会社に入ってもそのおきてという、私に聞かせることでおきてという言葉を使ったんです。あれは某テレビ局のディレクターもそういうこと。市長にもそういうことは何遍でも僕はおきての言葉については言うときます。議会ではおきてという御法度な発言はございませんので、皆さん勘違いしないようにしてください。おきてというのは金行自身の座右の銘として使わせてもらったことです。

それと、おきてと結び付けてくださるんですが、固有名詞が出た方に予算が通らんかったからということも通してくれとも言っていないし、予算委員長としては予算は通らなくてはいけないという、順序はありますが、そういうこととおきてを全然結び付けてちょっと言われた、この文書に書かれてあります。それは一つもそういう気持ちはございませんし、市長に対してもそういう気持ちはありません。じゃあ、中で話合いはどんどんして、前に前進して、話合いはしていけないといけないというときにはこれは、私があのときには副議長をやったときのあれですからという話はしました。前は先川議長とやってきた。今は宍戸議長とやってきたということを言って話はしましたが、それがあからというところは一切なくて、今日はメディアも傍聴者の方もございますので、その勘違いをしてもらったら困りますので、一応報告をしておきます。それで何かありましたら。

○宍戸議長 市長に対する質疑ですか。

○金行議員 質疑です。そういう勘違いをされとったんじゃないんですかという質疑をしたい。

○宍戸議長 改めて質疑をしてください。

○金行議員 そういうことを含めまして、私はそういう気持ちなので、おきてがあるとか何かいうのはございませんので、それを皆さん、こういう結果になったのは皆さんの共通の意見だと思っておりますので、私はそういうことを市長にここへ書いてあることをちょっとお聞きしたいって質疑します。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 私が勘違いをされていてはまずいという御質疑、御指摘だったと思うんですが、どの辺りが勘違いなのか、私が今ここでお話した内容については私はそのように認識を記憶をしています。また、そんなことは言っていないとか言われると私も困るんですけども。これは一般的に大人は

自分の発言に責任を持つべきですし、何よりもここにいる人間、政治家、一番それが求められるはずです。その上でもう一回申し上げますが、金行議員は予算委員長として反対したらつまらんと、その面々にお話をしたと。それが、その前にあんた裏切るなよと言われた。その会話の中、返しの中でその言葉を言ったというふうに私は伺ったと記憶をしています。勘違いではないと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

2番 田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。

このたびの再議は6月2日に議決された安芸高田市副市長の選任の同意についての件で、安芸高田市議会基本条例違反があったとのことですが、副市長の選任同意は3月にも議決されており、そのときは再議に付されておりません。違法な議決があれば再議に付すことは義務づけられており、故意に再議に付すことはできないとなっていることから、3月の議決には条例違反はなく、今回は条例違反があったということでしょうか。また、3月と6月の違いをお伺いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 今、御指摘のあった点ですけれども、私は大きく四つあると申し上げました。そのうちの幾つかは3月の議決の時点でも現れていた事象です。ただ、これについては私が今回指摘しているポイントは説明責任が果たされていますかという問いかけです。果たされてないですよ。そこにまだ一縷の望みがあったわけです。3月の議決の後、全員協議会の申入れもしましたし、4月、5月、ずっとやってきました。そして何よりその間、情勢は大きく動いてきたはずで、市民の方に直接説明をする場もありましたし、署名というのもありました。そうした中で改めて再提案をする、これを選択しました。当然その中で説明責任が果たされることを願っての判断です。そして、3月にはなくてこの6月に生じた事象があります。それはほかならぬ先ほどの金行議員の発言ですね。これを伺ったのは5月の下旬、再提案の直前でした。その辺りもろもろあるんですけれども、3月ではなく今回再議に付したというのはそれらが理由になっています。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

13番 秋田議員。

○秋田議員 秋田です。先ほど来、市長のほうはまず執行部としてこの先どうしていくべきか判断が難しい、副市長人事をどう判断するかが課題だということをおっしゃいました。それから、もう1点はそのために今まで2回の議決の過程についてしっかりと意見をとりまえて議論したい、という意味だったというふうに思います。それと、山本議員のほうは質疑で再議

をされた根拠、この先どうなるのかということで質疑をされた。私がお伺いしたいのは一緒なんです、これを一応二度議会のほうは否決をしました。そして、朝日新聞デジタルのホームページのほうを見たら、石丸氏は記者団に対して区切りをつけるとして、この女性の登用を断念する考えを表明したというのが6月3日付なんです。私は言っておきますけれども、副市長人事に対して二人制で四登さんを賛成した経緯があり、それはいいことだと思ってるんですが、この再議自体の主体、言葉はどうか分かりませんが落とすところですか。ここがよく分からないんです。これを議会基本条例に基づいたら法令違反があるんじゃないかという市長の見解に対して、私個人はその法令違反という部分がなかなか難しく判断しづらいところで今質疑をさせていただいておるんですが、そうした落とすところとか、もしそういう考えが今言っていたらお願いしたいというふうに思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 落とすところという言葉、その表現はなかなか捉え方が難しいんですけれども、求めるものはただ一つ、しっかりと責任を果たす、それは説明責任を果たすということです。どんな結論、そしてどんな理由でも是も非もないというのは先ほどここで話したとおりです。ただ、それはしっかりと明らかにして伝えなければ市政は前へ進めません。なぜかという、市民が考えられないからです。大事な議決に対して是非一つ判断をするわけなんです、それがなぜそのような結論に至ったのか、市民は断片的な情報であらしい、こうらしいと聞くわけなんです、果たしてそれで腑に落ちるのか。もっと言うと、課題をしっかりと認識できて、その課題を解決するために行動を起こせるかどうかです。それがかなわぬまま今宙に浮いているというのがこの副市長人事、その話だと捉えています。

例えば、何回も申し上げますが、外見と中身の話、予算と副市長人事の整合性、これだけでも取れなければ執行部として副市長人事、この人件費触ることができないんです。一千数百万円を宙に浮かせたまま年度を終えることにすらなりかねません。財政財政と。よろしいですか。

○宍戸議長 議員に申し上げます。答弁中は発言は許可しておりませんので、冷静な判断をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時34分 休憩

午前11時34分 再開

~~~~~○~~~~~

- 宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
市長の答弁を求めます。
- 石丸市長 もう私の答弁も少ししか残っていないんですが、ですので、落としどころと言いますか、この先何をするのか、それは明らかです。対話、議論、これに尽きます。その適切な場として全員協議会、そこでの意見聴取を申し入れた次第です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
12番 熊高議員。
- 熊高議員 市長にお伺いしますけれども、法律違反ということで再議を出されたという、そういうことですから、個々個別の何条何項という形でそれぞれ指摘をされております。そもそも議会基本条例は私は法律だと当然思っております。議長のマスコミ等の発言では理念条例だからそれは法令違反じゃないというふうな発言をマスコミに言っておりましたが、その法律という概念というのは当然市長は持ってこの再議をされたんだと思いますが、その法律に対するこの基本条例というのは、市長はどのように受け止めてこの法律違反だというふうに出されたのか、確認したいと思います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 用語の話ですので正確にお答えしようと思います。法律違反ではなく法令違反です。法令に反している。法令の中には法律もあり、条例も含まれる。そして、この議会基本条例というのは紛れもなくその一つの条例です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
15番 石飛議員。
- 石飛議員 15番、石飛です。まず、市長はいろんな言葉を使って、これらの言説には多くの矛盾があるとか、特定の議員の意思決定にほかの議員が介入した形跡があるとか、特定の議員の意思決定にほかの議員が介入した可能性がある、また、事前説明会及び直前の質疑において何ら質問を行っていない。この部分は行動ですから別に問題はないと思うんですが、以上、4項目のうち、ちょっと気になる言葉をそれぞれ拾ってみました。その言葉というのは、これは市長の思いを書かれてるんでしょうか。それとも、何らか法的に照らして矛盾があるのかですよね。これは法に照らした言葉なのか。市長が思っている言葉なのか。これをまず一つ聞きたいと思います。
それと、数点聞きたいんですが、先ほどは四登さんの件と予算の件、

副市長人事と予算の件、今二つのことで矛盾があって悩んでるとおっしゃいましたが、例えば補正予算をして減額補正すれば宙ぶらりんの予算は削ることができますよね。それをできないという法的根拠があるのかわからないのかをお尋ねしたいと。

以上、一応2点ほどお尋ねいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず二つ目の御指摘ですが、これは数分前に山本議員が全く同じ質疑をされてますので、それに対して答えたとおりです。繰り返しましょうか。よろしいですね。山本議員が選択肢は三つあるとおっしゃいました。そのうち3番目が、執行部側が予算を変えたらいいんじゃないかという話をされました。ただ、この三つ目はこちらとして判断がつかないからできないと申し上げたんです。なぜ判断がつかないかと言えば、中身と外見がちぐはぐになってるからです。外形的には予算が通って副市長人事が通らなければ候補者が駄目という形になってます。でも、中身の議論はここで出た話を細かく見れば逆なんですね、逆。その時点でその矛盾を前にして判断がつくわけがありません。これが今、山本議員にもお話しした説明です。

話を戻しまして、一つ目の法に照らしての考えなのかというような質疑だったかと思うんですが、ちょっと何を指していらっしゃるのか、私はふだんそのような言葉を使ったことがないので理解が及ばないんですけども。私なりの解釈を申し上げます、もし違うのであれば重ねて質疑をお願いします。当然ですが法律、法令にのっとりた考えをしています。ここで挙げてるのも議会基本条例という条例、法令の一つを挙げています。無法のものではありません。法律にのりって話をするというのはどこの席にいても必ず必要な所作のはずです。ですので、それにのりっています。その上で大事なのは論理です。ロジカルに話がつながってるかどうか。これがなければ議論というのは成り立ちません。議会の一番大事な構成要素と言ってもいいはずですよ。その意味で論理、これはいつも最大限注意を払って考えてもいますし、そして説明も行っている次第です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

15番 石飛議員。

○石飛議員 端的に減額補正をするという法的根拠があるかないかということは法的根拠はないんですよ。減額できるということを明確に答えていただきたい。それだけだと思います。

あと、悩ましいというその四登さんと予算の関係、それは市長の思いだと思う。心の分だと。それは優しい気持ちでよく分かると思います。でも、市政運営をしていくためには財源を宙ぶらりんにしていくわけにはいきません。ごめんなさい。質疑でした。ということで、一番目の分は、予算の関係はもう答えをはっきり答えていただけなかったというこ

とで解釈します。2番目の再議書の先ほどの言葉をはっきりと法的に解釈されてるとするのは、市長が無法でもなく自分の解釈で書いたということを、この再議書は市長の思いを書いて議会基本条例に議会が反すると、でたらめな議会だということをして市長の思いを書いたものであるということで間違いありませんね。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 どうにも議論がかみ合っていないようですので、改めてお話をしますが、まず1点目、選択肢が三つあるとおっしゃったのは議員です。山本議員ですね。あるんです。それを私ないとは一言も言ってないです。ですので、かなり前からあると、選択肢があると全員認識してるはずで、その上で、その選択肢が取れない状況になっていると御説明をしました。この説明に矛盾があると、私の主張が間違ってるというのであればその点を指摘していただきたいと思います。

二つ目です。法令にのっとった今再議というものを行っています。寸分も外れていないという認識でいます。これはなぜか石飛議員がそのようにおっしゃるので私はよく分からないんですが、思い思いとおっしゃる、それは何なんでしょうか。それが感情論という意味であれば否定すべき存在です。ここでうれしい悲しい、それを表しても意味がないからです。ただただ冷静に自身の主張を、見解を述べるのが議場だと認識をしています。ですので、私の見解を申し上げます。これに対してその指摘が当たらないと、主張が矛盾していると、もしおっしゃるのであればそのように主張をされれば済む話です。そのような見解をこの場で公にされれば済む話です。相手が言ってることを否定する必要はありません。

○宍戸議長 答弁を終わります。
15番 石飛議員。

○石飛議員 よく分かりました。市長の気持ち、本当に一生懸命やっついていかれて、再議を出された。次の段階はどのように考えてらっしゃるかにはよく分かりませんが、議員もそれぞれ責務を背負ってそれぞれ慎重審議、審査して議決の1票を投じております。それは市長と同じように行動です。それぞれの言葉はおかしいかも分からないけれども、おきてというルールは議会基本条例にものっとり、自分の人生観、それを背負ってそれぞれの考えを示して行動しております。それをお互いに認め合って、そして前へ行くことを願っております。

最後に質疑ですが、再議書は客観的に慎重に書かれたものですか。それをお聞きします。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 揚げ足を取るつもりはないんですが、言葉がおかしかったら駄目だと思いますよ、さすがに。そんないいかげんなふるまいは許されないはず

です。政治家というものは。それは改めて申し上げておきます。

質疑のほうなんです、ちょっとすみません、意味が分かりません。客観的にというのはどういう状況なのでしょう。例えば、石飛議員は朝御飯を客観的に食べたりされるのでしょうか。

○宍戸議長 石丸市長、先ほど申しましたように反問権はありませんのでね。ほかに質疑はありませんか。

8番 先川議員。

○先川議員 この再議書について文体をお尋ねしたいと思うんですが、これ安芸高田市長、石丸伸二で公印が押してあります。そして、これは市長さんだけではなしに執行部として当然どなたが起案されて、どなたが押印されて、課長さんが判を持っておられる中で黙って押してないはずですから、当然起案されてやられておると思うんですね。先ほど来出ておりますように、思いとかどうとかいうことがあります、2番目のところで私の名前も出ております。特定の議員の意思決定に他の議員が介入した形跡があると。また、3番目のところで私の名前も出ておまして、特定議員の意思決定に他の議員が介入した可能性がある。私は執行部からそういうことがありましたかという問合せもなければ、何もない状態で、公文書としてこういう名前が出ております。第三者が読めば当然何かここに書かれてる3名なり4名が介入したと、私の支持者も介入したんかと言っておられます。私が聞きたいのは、それは市長さんの思いは先ほど思いとか客観的とかいう言葉がありましたけれども、この文書は安芸高田市の公文書です。どなたが起案されたかお聞きします。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 先ほどここで説明したとおりなんですけれども、地方自治法第176条に市長が再議に付すとありますので、市長が全てを行ってあります。当然事務的なところでは事務方に任せた部分もありますが、中身ですね、何を記すかにおいては全て市長、私が判断をしています。そして、この中身に何が書いてあるのかないのかなんですけれども、荒唐無稽なことは記していません。ちゃんと理由を、根拠を記して、どこがどうだという指摘の仕方をしています。これが正しい適切な批判の仕方です。よう分からんけどあいつは駄目だ、これは批判でも何でもありません。単なる悪口です。その意味で誹謗中傷にならぬよう適切な批判となるようしっかりと根拠を、背景を、理由をまとめて再議書というのは作っています。もしそれが批判が当たらないと、私の知り得た情報、聞いた話もあれば状況もあります。そこから判断してるわけなんです、そうではない何か情報をお持ち、見解をお持ち、そうじゃないとおっしゃるのであればそれは単にここで公明正大に説明をされれば済む話です。そのための今日は場だと認識をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。
8番 先川議員。

- 先川議員　私が言うのは、これ公文書なんですよね。先ほど特定の議員の意思決定に他の議員が介入した形跡があると。とは具体的にどうなのかと、事実根拠はどうなのかと、当然思いますよね。また同じように2回も言われてるんですね。誰が介入してるかということは書かれてないけれども、何も裏も取らずに公文書としてこういう名前を出されるということは私は非常に安芸高田市の公文書には不信感を覚えましたよ。執行部の。これはたまたま再議書だった。今後いろいろなことが起きるかも分からない。こういうような形跡がありとか想定されるとか、公文書にこういうことが書かれていいんですかね。副市長に聞きます。
- 宍戸議長　答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長　何回も申し上げますが、市長の権限において市長が判断し、市長が決裁をしたものがこの再議書です。その全ての責任は市長に帰するものです。もう一回お伝えしますが、もしそうではないとおっしゃるのであれば、指摘するなという発言ではなく、そうじゃないという発言をすべきだと思います。そして、今先川議員の名前が確かに記してあるんですが、それはほかの方の部分で載っているわけです。であるならば、その私が指摘をした該当する議員の方が一言二言ここで説明をされればそんなことなかったんですよという理解で終わられるんだと思います。
- 宍戸議長　副市長、答弁がありますか。
ほかに質疑はありますか。
副市長、答弁はないとおっしゃったんですか。
8番　先川議員。
- 先川議員　私は公文書でこういうような想定とか、形跡がありとか、可能性があるととかいう言葉でこういう大事な話を持ってきていいのかどうかということ聞いておるんですね。個人名、確かに議会では議場でこの言葉を言いましたよ、皆さん。だけど1番では武岡議員、2番では金行議員、3番では新田議員、4番では石飛議員、反対した議員の名前がここへ全部出てるわけですね。それは言ってるんだからいいですよ、それは。だけど、言ってない議員、想定されるとか、あるいは可能性があるとかいうのが本当に安芸高田市の公文書でこういうことがあっていいかどうかということ問うてるんですよ。総務部長にもう一度聞きますよ。
- 宍戸議長　答弁を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長　重ねて申し上げますが、本件は市長が判断をしたものです。
- 宍戸議長　総務部長、答弁がありますか。
- 行森総務部長　ございません。
- 宍戸議長　ほかに質疑はありませんか。
1番　南澤議員。
- 南澤議員　先ほど補正予算を出すか出さないかという話の中で、議会は予算を可決しているのに副市長に反対している、人事が不適当だという判断にな

っていると。そこを確認したいということで議会に対して意見聴取を求めた。2回、3回と求めたという発言がありましたが、一度は3月中にそういう意見聴取を求めたという事実は確認してはるんですけども、2回、3回とあったということ把握していませんので、その辺りを具体的に教えていただければと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 正確な日付がもしあれば発言をお願いします。万一、私の記憶違いであれば申し訳ありません。3月の直後に1回、そして6月の再提案の後に1回、そして今回再議書を出した際に1回、計3回だという認識です。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
11番 山本優議員。

○山本優議員 11番、山本です。再議書について質疑をいたします。ここの文書の中に、先ほど先川議員さんも指摘されましたけれども、多くの矛盾がありとか、形跡がある、特定の議員の意思決定に他の議員が介入した可能性があるとか、こういう言葉の根拠は何でしょうか、まず1点。

それともう1点、多くの議員が、市長が言われるのは議員間の自由討議を中心に運営しなければならないと、市長もさっきから言われましたが、私たちが自由討議をした結果、6月2日の議決に至ったわけです。そのことについてはどういう判断をされますか。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 再議の理由、根拠についてはそもそも再議書に漏れなく記してあるはずですし、つい先ほどここで御説明もしました、口頭で。

その上で二つ目のほうの御質疑なんですけれども、自由討議によって立つべきであるという認識を持っています。ただ、私の立場から、これは私が議会の中にいない構成員ではないので知り得ない部分があるので、要はブラックボックスがあるんですね。なので、ただそれを外から見るとどうにもこれは矛盾があるんじゃないんですか、つじつまが合いませんよねと、最たる例で申し上げたのが、大変恐縮ですが金行議員のお話でした。全部聞いてみればそういうことなんですかと分かるには分かりますが、であるならば、先ほどここで指摘したとおり、それはきちんと市民に伝える、説明をするべきだと考えます。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
11番 山本優議員。

○山本優議員 市長が自由討議をしなければ駄目ですよということをおっしゃっていますけれども、自由討議をしてその結果が10対5という議決に至ったわけですよ。討議はしてますよ、議員間で。それは市民の皆さんの代表として議員は出ておるわけですから、それはこれから市民の皆さんに説明

はします。その議決の結果について自由討議をしてやっておること、やっておるんですよ、実際、議会は。そこの認識をもう一回聞かせてください。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 私も随分年が若いせいか慣れてはいるんですが、さすがにこう指を指されると気持ちがいいものではないので控えていただけるとありがたいです。その上でお答えしますが、自由討議すべしというのはこの議場で賛成討論、反対討論、これだけ済ませれば足りるというものではないはずです。本質的に議員お一人お一人が市民の代表として市全体のことを考えて審議を行う、議決に対して臨む、それが自由討議の本質であるはずですが、それが繰り返して恐縮なんです、金行議員の話聞いたときに、え、と私は率直に思いました。確かにそれも自由な討議と言えそうですが、それ見えないところで手を握っておくと。市民が望んでいるというのはそんな姿ではないはず。議会基本条例というのは理念、理想なんです。なので、その市民が求めるもの、それを真に果たすべきだと考えました。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
ここで13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
お諮りします。本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
ここで傍聴者、視聴者の皆様に本件に関する議事進行について御案内をいたします。

これから討論と採決を行いますが、令和3年6月2日の会議における違法議決の有無について判断し、先の議決のとおり副市長の選任同意案を否決とすることに賛成の議員が賛成の意思表示を、先の議決のとおり副市長の選任同意案を否決とすることに反対の議員が反対の意思表示をそれぞれ行います。

以上で、説明を終わり議事に戻ります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○宍戸議長 討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。
12番 熊高議員。

○熊高議員 この議決について、先ほど議長がおっしゃったように法令違反があったかないかという判断をする議決であります。私は再議書のように基本条例違反があったというふうに認めざるを得ないと思います。

この議会基本条例は当時先川議員さんが議長であったときに肝煎りで塚本委員長を中心に、私も委員として入らせていただきましたが、1年余りの時間と費用をかけて作ったものであります。どちらかという、理念条例であるというふうな捉え方をされたような言い方もされておりますが、理念条例であれば市の憲章のようなものですから、そんなに簡単にこの条例を守らなくていいというそんなものだったら、そこまで時間と費用をかけて作る意味が本当にあったのかどうか、私はそんなふうに思い、1点ずつ石丸市長が具体的な内容を示しておられますが、それぞれ発言があったかないか、そういったことも含めていろいろありますけれども、やはり政治家は、例えば国会議員でもパーティーで発言したことでも全て政治家としての発言の責任はあります。それが間違いであれば示してほしいというふうに質疑の中でも先ほど石丸市長は答弁をされておりましたが、そういったことを全体的に考えても、私たちが作った、議会が作った条例ですから、これは。それを守るということがいかに大事かという観点からすると、指摘されたような中身であればやはりしっかりと受け止める必要がある、私はそんなふうに思います。

自由討議、そういったものが特になくはないかということですが、確かに全員協議会あたりで自由討議の項目がありますが、これまで1回か2回しか自由討議というのはなかったと思います。私も当初いろんな討議の提案をしましたが、なかなか門前で払われてしまう、そういった形が多くございました。やはりそれぞれの議員が持つておる政治的な理念、そういったものをしっかりとぶつけ合う、そういった場があつて初めて市民の皆さんにもしっかりとその背景が見えてくる、私はそんなふうに思っておりますので、今回の市長の再議、むしろ市長にこんなふうに言われたことが私は恥ずかしいです。議会の内部でしっかりとこういったことをむしろすべきだというぐらいに思っておりますので、しっかりと法令に基づいた行動をするということができなかつたということ認めながら、今後の議会の在り方をしっかりと考えていくべきだと思います。

そういった観点で法令違反はなかつたということに対しては反対をさせていただきます。

以上です。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
4番 武岡議員。

○武岡議員 私は同意第2号安芸高田市副市長の選任の同意についての再議の件について、先の議決のとおり決することに賛成する立場から討論を行います。

市長は再議書において、私が副市長の人件費を含む令和3年度予算を全員一致で可決したにもかかわらず、反対理由として財政に言及していることを安芸高田市議会基本条例第2条第3号に市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすることに反していると主張されております。

私は先の臨時会の討論におきまして、財政問題以外にもコロナ禍において疲弊する事業者や市民への支援を優先すべき点、また、市長自らも財政状況が厳しいことを訴え、市民や子供たちに関わる16事業を廃止し、一事業を凍結したことなどを踏まえ、市民と痛みを分かち合う観点からも、現状においては副市長二人制は適当でない旨の討論も行いました。

市長は、選任同意案否決後に、メディアの取材に対し副市長の人件費は予算化されているにもかかわらず、選任同意案に反対するのは理屈が通らないと発言されておりますが、私は当たらないと思います。

御承知のとおり、地方自治法149条において、市長は予算を編成し議会に提出する権限を有しておられます。今回の副市長二人分の予算については安芸高田市副市長定数条例の定めるところにより提案されたものであり、条例に基づく予算である以上は、これを否決することは適当でないと判断し、当初予算案に賛成をいたしました。

ただし、言うまでもなく副市長予算の議決に当たっては特定の人物を前提に議決するものではありませんし、予算が可決されたからといって選任同意案に賛成しなければならないという法的拘束力もありません。

また、各々の議員は二元代表制の下に選ばれた市民の代表として提案された副市長についてはもちろんのこと、本市を取り巻く厳しい行財政環境、社会経済情勢、また、コロナ禍における副市長二人制に対する市民感情等々を総合的に勘案し、各議員が自らの判断の下に議決されたものと私は確信しております。よって、市長が主張される安芸高田市議会基本条例第2条第3号市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすることに反してはおりませんので、先の議決どおり決することに賛成し、私の賛成討論といたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○宍戸議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

14番 金行議員。

○金行議員 14番、金行です。

同意第2号安芸高田市副市長選任同意について、賛成討論を行います。

私はここに書かれてございますことについて、おきてという言葉の中でそういうことは書かれてあることの訴えの中でいろいろな方にそういうことがあったということは思ってもいませんし、そういうことはなかったと確信しておりますので、これを説いて賛成討論とさせていただきます。

○宍戸議長 続いて、反対討論がありませんので賛成討論の発言を許します。
2番 田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。賛成の立場から討論させていただきます。

再議書に書かれている1についてですが、安芸高田市議会基本条例第2条第3号に反するとあります。条例の第2条は議会の活動原則となっており、第3条が議員の活動原則となっております。つまり、それぞれの議員個人の考え方が議会全体の考え方とすることは難しく、第2条第3号に違反していると判断することができません。

また、3月の選任同意の際に、候補者の諾否以外の反対理由があったにもかかわらず再議に付されていないため、6月2日の議決に対して明確な違反があったと判断することができません。

再議書2番、3番についてですが、市長と議員の会話の中でのやりとりと思われます。発言があったかどうかを確認する方法がなく、証明することができません。客観的な根拠がなく、違反があったと判断することはできません。

条例第9条の議員間の自由討議を中心に運営しなければならないについてはできていないと思います。私が議員になっての経験は浅いですが、今まで公の場での議員間で自由討議をする場というものはありません。令和2年9月に議会基本条例についてのアンケートをそのときの議会で取られた集計結果があります。それがこちらになります。32項目の結果で最もできていないという回答になっているのが、まさに第9条です。つまり、前議会から最重要課題となっているわけです。議員間の自由討議を中心に運営されているとは言い難いのが現実ではありますが、6月2日の議決だけが条例違反と判断することができません。しかしながら、条例ですのでしっかり遵守しなければならないものだと思っております。前議会から最重要課題であると認識されており、議長も議会改革を進めていくとおっしゃっておりますので、今後、改善に向けてしっかりと取り組まれることと思います。

再議書4についてです。議決において入念に準備をし審議しなければならないというのはそのとおりだと考えます。しかし、準備や審議について違反かそうでないかの線引きは非常に難しいと思います。3月の議決の際にも質疑、討論をされない方もおられましたが、再議に付されていないため、6月2日の議決に対して準備不足、審議不足だから違反という判断をすることができません。

以上で、私の賛成討論といたします。

○宍戸議長 続いて、本案に対する賛成討論の発言を許します。
13番 秋田議員。

○秋田議員 13番、秋田でございます。安芸高田市副市長の選任の同意についての賛成討論を行わせていただきます。

私は6月2日のときも副市長選任案については、あのときは賛成をいたしております。ただ、今回この再議という形で出されて、それから法令

違反かどうか、当てはまるかどうかということと、6月が違法議決であったかどうかという判断をするときに、これは違法だとは私は思えないところから賛成をいたすものでございます。

再議書については、いろいろと議員の名前も出て、それから討論内容が出ておりますが、基本的に市長はきちんと条例もこういうこととこういう違反なんだということも確かにここに書かれております。しかし、私の思う討論、賛成討論、反対討論はあくまでも自分の意思の主張であり、自分の判断で行う。ということになると、市長がおっしゃっていることが間違いとは言いませんけれども、それぞれの判断での討論でございます。それを6月2日の段階ではもう私も否決というとりまえ方をしておりますので、そこから先、議員がこう言った、ああ言ったということを取り上げて、私自身もこれは違法だというような判断はできません。そうした思いの中で、今回は賛成討論のほうをさせていただきたいと思っております。

○宍戸議長 続いて、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番 南澤議員。

○南澤議員 1番、南澤です。

本件は再議書に書いてあるような条例違反があったかないか、ないという立場で、ないという決議に対する賛成の討論をいたします。

先ほど来ありますように、再議書についてこれは条例に反しているかどうか、市長の主張が条例に反しているかどうかを一つずつ丁寧に精査しました。

1番においては市政の課題に対する論点、争点を明らかにすること、これについて武岡議員がおっしゃっていたコロナで厳しい現状、市民の理解を含めて現状適当ではないというのは一つの論点となり得ると思っております。

2番目、金行議員のところですが、議決における意見に対し責任を負うものと自覚しなければならないとある第13条の第2項に違反すると書いてありますが、説明責任をいつ果たすかということについてはここには明記はありません。先ほど来、金行議員の発言の中で説明は行われていて、その説明で腑に落ちる、落ちないというのはそれを聞いた市民の判断だというふうに思います。

3点目、有力者に強く言われたために再提案があっても反対に回るという明言したにもかかわらず、反対討論では市長が議員一人一人に対して対話すべきだったと主張したと。一人一人に対話を行ったかどうか確認した結果、対話をしていないというふうにおっしゃる議員さんがあったということで、その事実をここで伝えているだけだと思いますので、これをもってその理由になるとは考えられません。

4点目です。石飛議員ですが、再議書の中では石飛議員は反対討論で副市長人事に対して市長から具体的な説明がなかったと主張したというふうに書いてありますが、ここは議事録を確認しますと市長が具

体的に行政改革、未来につなげる事業、課題解決策を発信して、その必要性を市民に訴えたかというような文章でした。言い回しでした。これは市長が訴えたかということを確認してるわけですね。具体的な説明がなかった、具体的にそういうことを市長が訴えたかという説明だったので、これを基に入念な準備が行われていないというふうに言うのはちょっと強引、筋が通らないというふうに判断しました。

以上4点、これが違法があったというふうには私は確認ができなかったもので、違法がなかったという今回の件に賛成をするものではありませんが、先ほど田邊議員がおっしゃったように、自由討議というのはこの間議会ですべて行われておりません。この議会の課題であるというふうに申し送りでも受け取っています。宍戸議長は議長になるときの所信表明演説の中で討議の広場として自分たちの力で変わっていくんだと、議会改革に向けて努力と行動を続けることをお約束するということを決意を述べて、議長になられていらっしゃると思います。私たち自身で私たち自身の課題を見つけて、私たち自身で解決していかないといけない。市長が主張されてること、これは議会がもっとしっかりしてくれということではないかというふうに思います。しっかり説明責任を果たしてくれということだと思います。1月の全員協議会以来、市長と対話をする場が設けられていないというのも大変課題だと感じています。このあたりをこれから変えていくんだと、みんなで変えていきたいと、そういう思いを持ちながら、今回の件には賛成したいと思います。

以上です。

○宍戸議長 続いて、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○宍戸議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより同意第2号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の再議の件を起立により採決いたします。

本件を先の議決のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本件は先の議決のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

○宍戸議長 日程第16、発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

3番 山本数博議員。

○山本数博議員 提案理由の御説明をいたします。

発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」につきまして提案理由を申し上げます。

地方自治体は新型コロナウイルスの出現によりワクチン接種体制の構

築、防疫体制の強化など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、子育て支援、医療、介護などの社会保障、災害対策、環境対策、地域交通の維持など、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあり、今後さらに地方財政の確立を目指すことが重要となっています。

安芸高田市におきましても、少子高齢化・人口減少が急速に進み、このまま続けば市税の減少、普通交付税の配分の減少により、財政的に非常に厳しい状況が続くものと予想されます。これからも市民の皆様のニーズに応えるために、私たちは安定した財源確保に向け最大限の努力をする必要があります。

このため、来年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に対して地方財政の充実・強化を求める意見書を提出するものです。よろしくをお願いします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 発議第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○宍戸議長 日程第17、発議第2号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長 発議第2号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の総務文教常任委員会における陳情の審査案件について、6月22日に委員会を開き審査した結果、採択をいたしました。

学校の働き方改革の推進は教職員の心身の健康を守ることとともに、子供たちへの豊かな学びを保障することにつながります。

しかし、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ働き方改革につながらず、計画的な教職員定数改善の推進が必要となっております。義務教育費国庫負担制度については三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1

から3分の1に引き下げられたことにより、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題があります。

よって、子供たちへの豊かな学び、一定水準の教育を受けられることを保障するための条件整備として中学校、高等学校での35人学級を早期に実施し、少人数学級について検討すること、計画的な教職員定数改善を推進すること、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることがを求める意見書を政府に対して提出するものであります。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第2号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 発議第3号 安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則

○宍戸議長 日程第18、発議第3号「安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

熊高議会運営委員長。

○熊高議会運営委員長 発議第3号「安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則」について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、標準市議会会議規則の一部改正の趣旨に賛同し、本市議会においても同様な改正を行うものであります。改正の趣旨を大別すると次の2点になります。

まず、1点目は女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮した規定の整備を図るものであります。

次に、2点目は行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願の押印について署名または記名押印とするよう改正を行うものであります。

なお、この規則は公布の日から施行するものでございます。  
議員の皆様にご理解いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第3号「安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 閉会中の継続調査の件について

○宍戸議長 日程第19、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出が提出されております。本件についてはこれを承認することに御異議ありませんか。
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件についてはこれを承認することに決しました。
以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これにて、令和3年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 1時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員